

2021年11月26日

日本人船員に対するワクチン接種について

新型コロナワクチンに関する厚生労働省電話相談窓口にお問い合わせ、以下の通り確認いたしましたので、お知らせいたします（赤字部分を変更・追記しました）。

政府によるワクチン接種の期限

2022年9月末（予定）

3回目のワクチン接種開始に伴い、3回目の接種期限が2022年9月30日に設定されました。これに伴い、1回目、2回目の未接種者もこの間の接種が可能となります。

本措置は、日本国民に対するもので、船員に対する特別な措置ではありません。また、期限（9月末）までに2回目の接種を終了させる必要があります。

なお、来年1月末まで（2回目接種から8か月経過を考慮した期限）に2回目の接種が完了しない者についての3回目の接種については未定です（協会では、不利とならぬよう、時機を見て、交渉いたします）。

※ 上記を考慮し、配乗計画を立てて戴きます様ご留意願います。

第一回目と第二回目の間隔について

基本的にはワクチン製造製薬会社の指針によることになる。

ファイザー社製：3～6週間以内に二回目を接種することを推奨している。

モデルナ社製：4～6週間以内に二回目を接種することを推奨している。

アストラゼネカ社製：4～12週間以内に二回目を接種することを推奨している、ただし8週間以上の間隔を置くことが望ましい）。

国内の場合では、**推奨期限を超えて**2回目を接種する場合のデータがないので、効果については保証できない。また、**1回目を接種後、推奨期限を超えて接種した場合**の取り扱いについては、再接種（打ち直し）とはならず、あくまで2回目の取り扱いとなる。

推奨期限を超えて間隔を空けた場合、補償の対象となるかは不明。

※ 協会のガイダンスにもあります通り、規程日数以内に第2回目の接種ができるよう最大限、ご配慮いただくようお願いいたします。

海外で接種した場合について

(1) 国内では、1回目と2回目を同一製薬会社のワクチンを接種することとしている。海外

- で、ジョンソン&ジョンソンなどのワクチンを接種した場合で、国内で他のワクチンを接種することは想定していない。従い、別のワクチンを接種する場合の適正間隔に関するデータもないため、(国内の)接種担当医師と相談の上、自己責任で接種することとなる。この場合、再接種を国内で行ったとしても、補償の対象外となる可能性がある。
- (2) 日本国内で認定されているワクチンについては、海外で一回目を接種し、二回目を日本で接種すること(あるいはその逆)は可能です。ただし、日本政府による補償は、日本で接種したワクチンに対してのみとなります(因果関係が不明な場合は、対象とならない可能性もあることお含みおき願います)。
- ※ 上記(2)については、協会として推奨しているわけではありません。
- 【注意】 (2)に該当する場合は、必ず、予約の可否・方法など、事前に自治体等に問い合わせを行ってください。

- ※ ワクチンパスポートの取り扱いについては、以下の URL を参照願います。
- <https://www.mhlw.go.jp/content/000822919.pdf>

新型コロナウイルスワクチン接種に関する厚生労働省の電話相談窓口

電話番号：0120-761770 (フリーダイヤル)

受付時間：下記参照 (土日・祝日も実施)

日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9時00分～21時00分

タイ語：9時00分～18時00分

ベトナム語：10時00分～19時00分

日本国内における船員に対するワクチン接種について

9月6日付で厚生労働省・国交省海事局による連名で事務連絡「船員への新型コロナウイルス感染症のワクチン接種への対応について」が、各自治体(都道府県市町村等)の衛生主幹に対して発出されています(詳細は、2021年9月10日付会員周知(船主海第168号・船主人第95号)を参照願います)。

寄港地にて接種を予定している場合は、必ず事前に当該港の自治体担当者に事前に問い合わせるようお願いいたします(自治体に供給されるワクチン数の関係等から、必ず、接種できる保証はないこと、お含みおき願います)。

また、1回目と2回目が同一社製のワクチンであること(2021年9月10日時点での厚労省の方針)、並びに1回目と2回目の間隔が推奨接種間隔以内となるよう配慮願います。

※ 本措置は、日本人船員(内航・外航を問わず)が対象です。

以上